

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 7. 20	R5. 8. 1	令和4年度地域的な都市計画道路のあり方検討委託 特記仕様書 令和5年度都市計画道路の整備に関する調査委託 特記仕様書	14	1												—	都市整備局都市 基盤部街路 計画課	
2	R5. 7. 25	R5. 8. 1	建築計画概要書 平成30年度 第7764号	9	1												—	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課	
3	R5. 7. 19	R5. 8. 2	「神宮外苑地区まちづくり 住民説明会」（2023年7月17日から19日）に関する以下の全ての 文書又は電磁的記録 (1) 東京都から事業者への連絡内容。実施時期、参加対象者、定員、会場、記者の参加可 否、撮影の可否に関する連絡を含む (2) 東京都と事業者の打ち合わせや会議の内容。議事録、開催案内、配布資料を含む					1									当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課	
4	R5. 7. 19	R5. 8. 2	「多摩地域を支える交通ネットワークの基礎調査」の委託仕様書	15	1												—	都市整備局都 市基盤部交通 企画課	
5	R5. 7. 20	R5. 8. 2	平成29年11月24日付 UHEC建確28724変2号 上記についての建築計画概要書の写し	13		1						1					(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 築指導課	
6	R5. 7. 25	R5. 8. 2	定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。）） （第一面）（第二面）（行政庁受付：令和5年4月25日第0092号） 定期検査報告書（昇降機） （第一面）（第二面）（行政庁受付：令和5年3月3日） （報告対象建築物等） 所在地：東京都狛江市〇〇3-〇〇-〇〇 名 称：〇〇 用 途：共同住宅	6	1												—	都市整備局多 摩建築指導事 務所管理課	
7	R5. 6. 6	R5. 8. 4	・開発行為の許可について（30多建開一開第11号）、・開発行為の変更許可について （30多建開一変第7号、2多建開一変第29号、3多建開一変第13号、4多建開一変第 29号）	412		1					1	1	1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条3号) 法人の経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報又は法人の保有する施行方法及び設計技術上の情報であって、公にすることにより 法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は公にすることにより、偽造等により犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局多 摩建築指導事 務所開発指導 第一課	
8	R5. 7. 31	R5. 8. 4	東京都昭島市〇〇町四丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇及び〇〇番〇〇における建 築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する協定図、道に関する協定書、道に関する 協定承諾書及び報告書	5	1												—	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課	
9	R5. 6. 23	R5. 8. 7	・神宮外苑地区まちづくり開発計画概要に関する説明会配布資料（令和3年6月4日（金） ／5日（土）） ・神宮外苑地区まちづくり開発計画概要に関する説明会説明資料（令和3年6月4日（金） ／5日（土））	76	1												—	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課	
10	R5. 7. 24	R5. 8. 7	(1)27都市政土第89号 神宮外苑地区（a区域）まちづくり基本協定書の締結について (2)27都市政土第443号 神宮外苑地区（a区域）土地区画整理事業に係る協定の締結に ついて (3)28都市政土第370号 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書 の締結について (4)29都市政土第1474号 神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関 する確認書の締結について			1					1	1	1		1		(第7条第2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別できるため (第7条第3号) 法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため (第7条第4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第6号) 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議 に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課	
11	R5. 7. 18	R5. 8. 7	東京都市計画河川石神井川計画図 （住所：東京都西東京市〇〇〇-〇-〇付近）	1	1												—	都市整備局都 市基盤部調整 課	
12	R5. 7. 25	R5. 8. 8	神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行認可に関して、東京都が事業者と協議した記録 及び文書（会議録、打合せメモを含む）の全て					1									—	都市整備局市 街地整備部再 開発課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
13	R4. 12. 20	R5. 8. 10	西宮久地区市街地再開発組合が平成30年9月6日の解散にあたって、都市再開発法ないし都市再開発法施行規則に従って提出した決算報告書など関係書類一式	635	1						1	1	1							→(7条2号) →個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 →市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 →(7条3号) →法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 →事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 →市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 →市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に係る法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 →(7条4号) →公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 →公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
整理番号13について、一部決定に誤りがあったため、令和7年7月28日に処分変更を行いました。																					
14	R5. 7. 27	R5. 8. 10	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算書変更届一式（令和4年9月期） （閲覧対象に限る） 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算書変更届一式（令和2年3月期） 決算書変更届一式（令和3年3月期） 決算書変更届一式（令和4年3月期） （閲覧対象に限る）	77		1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課	
15	R5. 8. 1	R5. 8. 10	東京都清瀬市〇〇四丁目〇〇番〇〇の一部、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の一部、948番〇〇の一部、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の一部における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図（10-H290002）	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
16	R5. 8. 1	R5. 8. 14	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 2023年8月1日現在）		1														—	都市整備局市街地建築部建設業課	
17	R5. 8. 6	R5. 8. 16	東京都景観審議会及び部会において、品川区内の大規模建築物を審議したときの議事録・資料の全て					1											品川区内の大規模建築物について、東京都景観条例第21条第2項に基づき東京都景観審議会及び東京都景観審議会計画部会で審議したことはなく、議事録及び資料は存在しないため。	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	
18	R5. 8. 8	R5. 8. 16	定期調査報告概要書 （令和2年11月13日東京都收受：整理番号063-31-0006） 定期検査報告概要書(防火設備) （令和5年6月15日東京都收受：整理番号063-31-0006） 定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く。）） （令和4年11月7日付多建管設第1914号） 定期検査報告概要書（昇降機） （令和5年6月30日付多建管昇第1900～1906号） 【対象建築物】 所在地：東京都東村山市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇 名 称：〇〇（昇降機） 用 途：物販店舗	11	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所管理課	
19	R5. 7. 4	R5. 8. 17	宅地造成等規制法第16条第2項に基づく勧告書（5多建開一第41号）	1	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課	
20	R5. 3. 29	R5. 8. 18	西宮久地区市街地再開発事業の解散認可申請書及び決算報告承認申請書	635		1						1	1	1					(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) ・法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に係る法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
21	R5. 8. 9	R5. 8. 23	1 令和5年5月17日付、建築計画概要書【第BGJ18本建確251変3号】 2 令和4年12月26日付、建築計画概要書【第HPA-19-00994-6号】 3 令和元年10月11日付、建築計画概要書【第UHEC建確28439変3号】 4 平成31年4月4日付、建築計画概要書【第UHEC建確28440変3号】 5 平成31年4月4日付、建築計画概要書【第UHEC建確28441変3号】 6 令和元年10月11日付、建築計画概要書【第UHEC建確28442変3号】 7 平成31年4月4日付、建築計画概要書【第UHEC建確28443変2号】 8 令和元年10月18日付、建築計画概要書【第UHEC建確28444変5号】 9 令和元年10月18日付、建築計画概要書【第UHEC建確28445変5号】 10 令和元年10月18日付、建築計画概要書【第UHEC建確28446変5号】 11 令和元年10月18日付、建築計画概要書【第UHEC建確28447変5号】 12 令和元年10月18日付、建築計画概要書【第UHEC建確28448変5号】 13 令和元年10月18日付、建築計画概要書【第UHEC建確28449変5号】 14 令和3年12月27日付、建築計画概要書【第ERI-21043285号】 15 令和4年9月28日付、建築計画概要書【第UHEC建確28450変4号】 16 令和4年9月28日付、建築計画概要書【第UHEC建確28451変5号】 17 令和4年9月28日付、建築計画概要書【第UHEC建確28452変4号】 18 令和4年9月28日付、建築計画概要書【第UHEC建確28453変3号】 19 令和4年9月28日付、建築計画概要書【第UHEC建確28454変3号】 20 令和4年9月28日付、建築計画概要書【第UHEC建確28455変6号】 21 令和3年12月27日付、建築計画概要書【第ERI-21044473号】	274	1														—	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
22	R5. 8. 9	R5. 8. 23	東京都小金井市〇〇町五丁目〇〇番〇〇（住居表示：東京都小金井市〇〇町五丁目〇〇番〇 〇号、所有者 〇〇）に接道する位置指定道路上に工作物（車庫）が建築されている。これ に関する一切の件。 「これに関する一切の件」とは、この工作物（車庫）に係る多摩建築指導事務所建築指導第 二課が保有している陳情年月日以降の対応が記載された文書。（東京都情報公衆例第7号各 号に規定する不開示情報及び第三者が容易に取得できる文書を除く。） 陳情年月日 2022年9月27日 受付課 多摩建築指導事務所建築指導第二課					1		1						1			当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで不開示情報を開示することとなるため	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
23	R5. 8. 11	R5. 8. 24	（1）「令和5年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 幹事会（第1 回）」（令和5年7月7日（金））議事概要 （2）「令和5年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 【幹事会（第1 回）】出欠表（予定）」	10	1														—	都市整備局都 市基盤部交通 企画課
24	R5. 8. 10	R5. 8. 24	平成31. 3. 11開示請求、令和1. 5. 7開示決定された「西富久地区市街地再開発組合の 決算報告書の承認について」外4件についての決裁書類及び西富久地区に係る開示文書					1											開示請求に係る公文書について、文書保存期間3年であることから、令和5年に廃棄済みである。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
25	R5. 8. 13	R5. 8. 24	平成19年1月11日付 第TBTC06A5086号 上記についての建築計画概要書の写し	2		1							1						（7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
26	R5. 8. 14	R5. 8. 28	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 令和4年1月18日受付建設業許可申請書一式			1						1	1	1					（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの。（住所、生年月日、電話番号、顔写真、本籍、無関係の情報） （7条3号） 法人の財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる ため。（労働保険番号、金額） （7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
27	R5. 8. 16	R5. 8. 30	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和5年7月末現在）		1														—	都市整備局市 街地建築部建 設業課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜(根拠規定) 条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。